

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第36号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年3月30日 03時15分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬南方沖 潮岬灯台から真方位177° 132.5海里（M）付近 （概位 北緯31° 14.0′ 東経135° 55.0′）
事故等調査の経過	平成24年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{シーホープツ} SEAHOPE II（マルタ共和国籍）、33,036トン 9486013（IMO番号）、ONLINE SHIPPING INC. B 漁船 第八 ^{ちようきゆう} 長久丸、19トン MZ2-0079（漁船登録番号）、有限会社長久丸
乗組員等に関する情報	A 不明 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 左舷船首部破損、バルバスバウ及び左舷船尾部に破口並びに電気系統損傷
事故等の経過	B船は、船長Bほか5人が乗り組み、和歌山県那智勝浦町勝浦漁港を出港し、潮岬南方沖の漁場で操業を終え、次の漁場に向けて約7ノットの対地速力で自動操舵により南進中、単独で船橋直中の船長Bが、操舵室にある寝台に横になったところ、居眠りに陥り、平成24年3月30日03時15分ごろ、潮岬灯台南方沖において、北東進していたA船とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で目を覚まし、北東方に航行するA船を認めた。 船長Bは、損傷箇所を確認して自力航行可能と判断し、宮崎県門川町門川漁港に向けて航行中、B船の電源が17時00分ごろ喪失した。 船長Bは、手動で操舵機を使用し、磁気コンパスで確認して航行を続け、31日18時00分ごろ門川漁港へ入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2 海象：波高 約1.5m
その他の事項	B船は、航海灯及び回転灯を表示していた。

	<p>船長Bは、本事故前には連日操業し、十分な睡眠をとっていなかったため、本事故当時、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であった上、風邪をひいていたので睡眠作用のある風邪薬を服用していた。</p> <p>船長Bは、レーダーの接近警報を1.5M～2Mに設定しており、警報音が鳴ったものの気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A船は、潮岬南方沖を北東進中、南進中のB船と衝突したものと考えられるが、A船側からの情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、潮岬南方沖を南進中、単独で船橋当直中の船長Bが、寝台に横になったところ、居眠りに陥ったことから、A船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、連日の操業で十分な睡眠をとっていなかったため、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であった上、風邪をひいていたので睡眠作用のある風邪薬を服用していたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、潮岬南方沖において、A船が北東進中、B船が南進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海中は見張りを適切に行うこと。 ・操船中に眠気を催した場合及び体調が悪い場合には、交代の当直者を用意すること。